



熊本県公報

第12771号
平成30年11月2日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 舵手付クオドルブルの物品調達に係る一般競争入札の参加資格等……………(管理調達課) 2
- ダブルスカルの商品調達に係る一般競争入札の参加資格等……………(//) 2
- シングルスカルの商品調達に係る一般競争入札の参加資格等……………(//) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………(障がい者支援課) 3
- 種畜証明書の手換交付に伴う通報……………(畜産課) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止……………(障がい者支援課) 4
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(商工振興金融課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………(//) 10
- 第47回採石業務管理者試験合格者……………(エネルギー政策課) 11
- 舵手付クオドルブルの物品調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 11
- ダブルスカルの商品調達に係る一般競争入札の実施……………(//) 15
- シングルスカルの商品調達に係る一般競争入札の実施……………(//) 19
- 土地改良区役員の退任……………(農村計画課) 22
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(//) 23
- 道路の位置の指定……………(建築課) 23
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 23
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 23
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 23
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(//) 24
- 農用地利用配分計画の認可申請……………(//) 25

登 載 依 頼

- 第62回熊本県環境審議会開催……………(熊本県環境審議会) 25
- 平成30年7月22日執行熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙における選挙運動に関する取支報告書の公表……………(選挙管理委員会) 25
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 28
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 29
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 31
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 32
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 32
- 政治資金規制法に基づく政治団体の名称等の公表……………(//) 32
- 個人演説会等の施設の指定……………(//) 33
- 個人演説会等の施設の指定取消……………(//) 33

告 示

熊本県告示第906号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
舵手付クオドルプル 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年11月15日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第907号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
ダブルスカル 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年11月15日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第908号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
シングルスカル 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年11月15日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を含め定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第909号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
あすばる 合志市豊岡2054-4	キクチ産業株式会社 合志市豊岡2054-4	地域移行支援 地域定着支援	平成30年 11月1日

5	5 菊池 浩次		
---	------------	--	--

熊本県告示第910号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11373 83857 3	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字河原字大野4332-16 一般社団法人 家畜改良事業団 熊本種雄牛センター	熊本県合志市栄3801 熊本県農業研究センター
21801 17000 7	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県阿蘇郡西原村大字布田1813-1 有限会社宮村牧場	北海道河東郡音更町駒場並木8番地1 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場

熊本県告示第911号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
就労移行支援・障害児通所支援 モーツアルト 上益城郡御船町 辺田見361-4	NPO法人就労特化型支援団トリニティ 上益城郡御船町 見361-4 蓑田 志津子	平成30年7月 22日	435140 0025	指定保育所 等訪問支援

熊本県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年11月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字貫ノ本 1412番地先から 同所 1412番地先まで	77.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年11月9日

公 告

熊本県公告第656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ宇城店
熊本県宇城市小川町住吉261-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ荒尾東店
熊本県荒尾市本井手1620番31
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ玉名店
熊本県玉名市築地789番1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義

- (2) (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

(3) 変更の年月日
平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ長洲店

熊本県玉名郡長洲町清源寺字塘下405番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

(3) 変更の年月日
平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ鹿本店

熊本県山鹿市鹿本町御宇田字三十六623番9

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

(3) 変更の年月日
平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課

平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ山鹿店
熊本県山鹿市石字白塚733番地1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第662号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ菊池店
熊本県菊池市木柑子1710番1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第663号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ大津店
熊本県菊池郡大津町吹田字八迫1198-2
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前） 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
（変更後） 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳

- (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第664号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ阿蘇店
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4741-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義
(変更後)	株式会社ナフコ	代表取締役	石田	卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義
(変更後)	株式会社ナフコ	代表取締役	石田	卓巳
- (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第665号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ西原店
熊本県阿蘇郡西原村布田1035番4
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義
(変更後)	株式会社ナフコ	代表取締役	石田	卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)	株式会社ナフコ	代表取締役	深町	勝義
(変更後)	株式会社ナフコ	代表取締役	石田	卓巳
- (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第666号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ芦北店
熊本県葦北郡芦北町花岡309-23
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第667号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ津奈木店
熊本県葦北郡津奈木町岩城字沖田85番地1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部芦北地域振興局総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ人吉店
熊本県人吉市上薩摩瀬町1458番地1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
(変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 - (3) 変更の年月日
平成30年7月10日
- 3 届出年月日
平成30年10月16日

- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
 平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第669号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
 平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームプラザナフコあさぎり店
 熊本県球磨郡あさぎり町上西135
- 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 (3) 変更の年月日
 平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
 平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
 平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームプラザナフコ大矢野店
 熊本県上天草市大矢野町上1272番地1
- 2 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
 (3) 変更の年月日
 平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課
 平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第671号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
 平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームプラザナフコ本渡店
 熊本県天草市北原町5番42号
- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義
 (変更後) 株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳
- (3) 変更の年月日
 平成30年7月10日

3 届出年月日

平成30年10月16日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県天草広域本部総務振興課
平成30年11月2日から平成31年3月2日まで

熊本県公告第672号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により実施した第47回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

2、8、9、11、17、18、19、21、23、31、52、63、68

熊本県公告第673号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

舵手付クオドルプル 1式

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等

発注仕様書による。

(4) 納入期限

平成31年6月14日（金）

(5) 納入場所

熊本県菊池市斑蛇口525番地5

菊池市斑蛇口湖ボート場

(6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(3) 入札の方法
 ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年12月11日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 平成30年12月12日(水)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年12月11日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらが立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたなお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを行って誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

A complete set of Coxed quadruple scull

(2) Delivery period:

June 14, 2019

(3) Delivery Place:

Kikuchi-shi lake hanjaku boating area

525-5 Hanjaku, Kikuchi-shi, Kumamoto Prefecture, 861-1671, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: December 12, 2018 10:00 a.m.

- Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 11, 2018
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第674号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
ダブルスカル 1式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
平成31年6月14日（金）
 - (5) 納入場所
熊本県菊池市斑蛇口525番地5
菊池市斑蛇口湖ポート場
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録している者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

じ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送による入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。(必着)までには、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」とし、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札
ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要
(2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
(4) 契約保証金
ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規

- 定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
- (ア) 納付期限 5(3)の申出期限
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- 必要な書類を提出し、承認を受けること。
 a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 b 添付書類
 イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券
 イ(イ)に該当する場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
 c 提出期限 5(3)の申出期限
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
 (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
 (1) 問合せ先
 ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
 (1) Name and quantity of the products to be purchased:
 A complete set of double scull
 (2) Delivery period:
 June 14, 2019
 (3) Delivery Place:
 Kikuchi-shi lake hanjaku boating area
 525-5 Hanjaku, Kikuchi-shi, Kumamoto Prefecture, 861-1671, Japan
 (4) Date and Place for tender:
 Date: December 12, 2018 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580

- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 11, 2018
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第675号

一般競争入札に付するのので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
シングルスカル 1式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
平成31年6月14日（金）
- (5) 納入場所
熊本県菊池市斑蛇口525番地5
菊池市斑蛇口湖ボート場
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年11月15日（木）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- この提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項を示す書類による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様の仕様に適合していること。審査を受け、本調達物品の仕様に適合していること。なお、体育保健課の受付期間は、公告の日から平成30年1月26日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の証明を受けた仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、
- (1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年12月4日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年12月4日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年12月12日（水）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年12月11日（火）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成30年12月12日（水）午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年12月11日（火）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送業務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札の受付締切日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
 次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約

保証金を免除することができる。

- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証（当該保険に係る保険証券を提出したとき。）（イ）契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
b 添付書類
イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
c 提出期限 5(3)の申出期限
d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
A complete set of single scull
- (2) Delivery period:
June 14, 2019
- (3) Delivery Place:
Kikuchi-shi lake hanjaku boating area
525-5 Hanjaku, Kikuchi-shi, Kumamoto Prefecture, 861-1671, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: December 12, 2018 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than December 11, 2018
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第676号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったの

で、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	宮田 誠	熊本市東区画図町下無田107番地1-1

熊本県公告第677号

八代市に事務所を置く八の字土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	添田 敏徳	八代市北原町661番地
就任 監事	本村 廣敏	八代市北原町538番地

熊本県公告第678号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市立願寺1392番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社やましょう不動産
- 3 道路の位置 玉名市山田字高頭1797番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.00メートルまで
- 5 道路の延長 86.48メートル
- 6 指定年月日 平成30年10月2日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第226号

熊本県公告第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市築地字除ケ口255番、同255番3、同262番1、同263番、同264番、同265番並びに里道及び水路の一部
4,962.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
玉名市岩崎1011番地7
有限会社信栄不動産

熊本県公告第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字皆本1193番4
830.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号
東宝ホーム株式会社

熊本県公告第681号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋津 営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字塘下2249番
谷畑 弘道	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字檜原264番
坂口 武正	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字中加倉454番 ほか1筆
村上 正史	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字平床1173番 2
中川 秀和	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字中加倉502番
林田 竜也	熊本市西区河内町白 浜	熊本市西区河内町白浜字水谷1313番
森 日出輝	熊本市西区小島下町	熊本市西区中原町字四反割1692番ほ か19筆
上村 伸之	熊本市西区河内町河 内	熊本市西区河内町河内字居石1627番 ほか10筆
株式会社ミチファ ットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口七八ノ割16 64番1ほか5筆
株式会社ミチファ ットリア	熊本市南区海路口町	熊本市南区畠口町字無田口三四ノ割14 59番1ほか15筆
岡本 拓也	熊本市南区城南町下 宮地	熊本市南区富合町小岩瀬字渡唐坊687 番3ほか6筆
農事組合法人うめ どう	熊本市西区小島	熊本市西区西松尾町字浜成4577番ほ か2筆 〔一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成107番2〕

2 認可年月日

平成30年10月26日

熊本県公告第682号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年11月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
濱田 憲治	下益城郡美里町堅志 田	下益城郡美里町中郡字中蓮寺363番
上田 晴敏	上益城郡山都町木原 谷	上益城郡山都町島木字白木谷3398番 ほか6筆
大津 耕太	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷557番 2ほか2筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷137番 ほか1筆〕

農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参五番割1356番1ほか1筆
------------	----------	-------------------------

2 申請年月日
平成30年10月19日

熊本県公告第683号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年11月2日から同月15日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年11月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町下分田字稻生300番9ほか35筆

2 申請年月日
平成30年10月19日

登載依頼

熊本県環境審議会公告第2号

第62回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年11月2日

熊本県環境審議会会長 嶋田純

- 1 開催日時
平成30年11月2日（金） 午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 騒音に係る環境基準の類型当てはめ及び騒音・振動に係る指定地域の追加について
 - イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめの見直しについて
 - ウ 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめの見直しについて
 - エ 第五次熊本県環境基本計画の取組状況等について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）

熊本県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成30年7月22日執行の熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙の公職の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松永榮治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年7月22日執行熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,940,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上門 志穂	所属党派	無所属	期 間	6月27日から	第1回分
出納責任者氏名	上門 慎一				7月27日まで	
収入	1,572,730円			支出	1,488,709円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	405,000	
高村洋子	無職	90,000		家 屋 費	0	
新谷真理	無職	90,000		選挙事務所費	0	
				集合会場費	0	
				通 信 費	0	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	405,410	
				広 告 費	460,117	
				文 具 費	29,535	
				食 料 費	66,578	
その他の寄附	0件			休 泊 費	0	
その他の収入		1,392,730		雑 費	122,069	
今 回 計		1,572,730		今 回 計	1,488,709	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		1,572,730		総 計	1,488,709	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				280,000円	
	計				280,000円	

報告書受理年月日 平成30年7月31日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年7月22日執行熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額） 6,940,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	益田 牧子	所属党派	日本共産党	期 間	6月27日から	第1回分
出納責任者氏名	宮城 泰子				7月27日まで	
収入	791,097円			支出	1,231,090円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	540,000	
日本共産党熊本県委員会	政党	251,097		家 屋 費	95,000	
村上勇	無職	135,000		選挙事務所費	95,000	
中村マツエ	無職	135,000		集合会場費	0	
山内国広	無職	90,000		通 信 費	0	
吉田京子	無職	90,000		交 通 費	0	
西来端子	無職	90,000		印 刷 費	440,000	
				広 告 費	145,000	
				文 具 費	5,520	
				食 料 費	0	
その他の寄附	0件			休 泊 費	0	
その他の収入		0		雑 費	5,570	
今 回 計		791,097		今 回 計	1,231,090	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		791,097		総 計	1,231,090	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				440,000円	
	計				440,000円	

報告書受理年月日 平成30年8月1日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年7月22日執行熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,940,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	竹崎 和虎	所属党派	自由民主党	期 間	6月16日から	第1回分
出納責任者氏名	中村 直哉				8月1日まで	
収入	5,250,000円			支出	5,733,418円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	615,000	
熊本県農業者政治連盟	政治団体	100,000		屋 費	1,556,820	
熊本県畜産政治連盟	政治団体	100,000		選挙事務所費	1,399,140	
熊本県果樹政治連盟	政治団体	50,000		集合会場費	157,680	
				通 信 費	295,060	
				通 費	38,268	
				交 費	1,374,968	
				印 費	1,357,560	
				刷 費	99,619	
				告 費	228,149	
				具 費	0	
				料 費	167,974	
その他の寄附	0件			油 費	0	
その他の収入		5,000,000		雑 費	167,974	
今 回 計		5,250,000		今 回 計	5,733,418	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		5,250,000		総 計	5,733,418	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				952,092円	
	計				952,092円	

報告書受理年月日 平成30年8月6日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年7月22日執行熊本県議会議員熊本市第二選挙区補欠選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,940,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	井手 順雄	所属党派	自由民主党	期 間	6月20日から	第1回分
出納責任者氏名	竹本 邦彦				7月30日まで	
収入	1,300,000円			支出	1,313,824円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	351,000	
熊本県畜産政治連盟	政治団体	100,000		屋 費	233,000	
熊本県農業者政治連盟	政治団体	200,000		選挙事務所費	233,000	
				集合会場費	0	
				通 信 費	51,765	
				通 費	0	
				交 費	368,040	
				印 費	120,204	
				刷 費	0	
				告 費	0	
				具 費	0	
				料 費	0	
その他の寄附	0件			油 費	189,815	
その他の収入		1,000,000		雑 費	189,815	
今 回 計		1,300,000		今 回 計	1,313,824	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		1,300,000		総 計	1,313,824	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				190,800円	
	計				190,800円	

報告書受理年月日 平成30年8月2日 第1回報告分

熊本県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

(1) 政党の支部

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党熊本県 熊本市第十支部	井手 順雄	濱田 邦宏	熊本県熊本市西区 沖新町829-2	○	平成30年9月19日
自由民主党熊本県 熊本市第七支部	竹崎 和虎	富崎 幸治	熊本県熊本市西区 野中3丁目5-15	○	平成30年8月31日
自由民主党熊本県 熊本市第二十四支部	田尻 善裕	加藤 誠一	熊本県熊本市 中央区大江5丁目 16-11-501	○	平成30年8月31日

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(二) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
神風六華の会	池田 勇人	水田 安則	熊本県熊本市東区 月出2-4-15-1101	平成30年8月3日
小崎憲一後援会	西山 英夫	白井 義孝	熊本県宇土市 網津町2071	平成30年8月3日
さみそ洋後援会	森田 孝満	佐藤 順一	熊本県宇土市 下網田町2241番地1	平成30年8月31日
島津哲也後援会	島津 哲也	木村 堅	熊本県熊本市中央区 上水前寺1丁目6番36号 第1別館2階	平成30年9月3日
高岡朱美後援会	野中 重男	嘉松 駿次	熊本県水俣市 深川825-21	平成30年8月3日
なかたけ弘継後援会	松田 洋	小原 英昌	熊本県球磨郡水上村 大字湯山1756番地	平成30年7月2日
前田ゆうじ後援会	前田 裕二	清田 和美	熊本県荒尾市 宮内523番地1	平成30年8月29日

熊本県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

届出事項等の異動届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党熊本県医療会支部	福田 彌	会計責任者の氏名	水足 秀一郎	高橋 洋	平成30年7月31日
自由民主党熊本県球磨郡第二支部	松田 三郎	会計責任者の氏名	明石 雄二	高田 宏	平成30年2月25日
自由民主党熊本県熊本市第三支部	境 勝幸	代表者の氏名	境 勝幸	村上 寅美	平成30年6月4日
自由民主党熊本県熊本市第三十六支部	沢田 昌作	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 刈草3丁目2-40	熊本県熊本市南区 刈草3丁目9-12	平成30年5月7日
自由民主党熊本県熊本市第八支部	岩下 栄一	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目 3-25-305	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目 29-3-103	平成30年3月24日
自由民主党熊本県農業団体支部	宮本 隆幸	代表者の氏名	宮本 隆幸	小崎 憲一	平成30年7月8日
自由民主党熊本県薬剤師支部	神田 晴生	代表者の氏名	神田 晴生	廣田 誠介	平成30年6月21日
		会計責任者の氏名	富永 幸治	神田 晴生	平成30年6月21日
立憲民主党熊本県連合	矢上 雅義	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 島町4丁目4-30	熊本県八代市 旭中央通20-10 旭中央オフィスビル1階	平成30年7月1日
		主たる事務所の所在地	熊本県八代市 旭中央通20-10	熊本県熊本市南区 島町4丁目4-30	平成30年8月16日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青山たかゆき後援会	江口 隆男	会計責任者の氏名	高野 俊一	青山 智子	平成30年9月18日
荒木たかゆき後援会	荒木 崇之	主たる事務所の所在地	熊本県菊池市 泗水町福本861-1	熊本県菊池市 泗水町福本840番地1	平成30年7月30日
青栄政経研究会	岩下 栄一	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目3-25 増永ビル305号	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目29番3 協和コーポ103号	平成30年3月24日
榎崎まさはる後援会	後藤 俊一	代表者の氏名	後藤 俊一	中山 新之助	平成30年8月28日
		会計責任者の氏名	緒方 富雄	吉川 信人	平成30年8月28日
熊本県医師連盟	福田 彌	会計責任者の氏名	水足 秀一郎	高橋 洋	平成30年7月31日
熊本県獣医師連盟	小澄 正敬	代表者の氏名	小澄 正敬	穴見 盛雄	平成30年7月11日
		会計責任者の氏名	藤井 琢磨	小澄 正敬	平成30年7月11日
熊本県農業者政治連盟	宮本 隆幸	代表者の氏名	宮本 隆幸	小崎 憲一	平成30年7月8日
熊本県藤井基之薬剤師後援会	神田 晴生	代表者の氏名	神田 晴生	廣田 誠介	平成30年6月21日
		会計責任者の氏名	富永 幸治	神田 晴生	平成30年6月21日
熊本県本田あきこ後援会	神田 晴生	代表者の氏名	神田 晴生	廣田 誠介	平成30年6月21日
		会計責任者の氏名	富永 幸治	神田 晴生	平成30年6月21日
熊本県薬剤師連盟	神田 晴生	代表者の氏名	神田 晴生	廣田 誠介	平成30年6月21日
		会計責任者の氏名	富永 幸治	神田 晴生	平成30年6月21日
熊本県山田としお後援会	宮本 隆幸	代表者の氏名	宮本 隆幸	小崎 憲一	平成30年7月8日
熊本市医師連盟	園田 寛	代表者の氏名	園田 寛	福島 敬祐	平成30年6月21日
熊本市保育推進連盟	重岡 啓一	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区 清水万石4丁目5-5	熊本県熊本市南区 近見3丁目13番30号	平成30年7月12日
		会計責任者の氏名	上野 誠之	三浦 弘文	平成30年7月12日
後藤三雄後援会	吉川 福彌	会計責任者の氏名	赤峰 洋次	井 克博	平成30年7月16日
坂田竜義後援会	坂田 竜義	会計責任者の氏名	坂崎 勇	金子 利光	平成30年4月1日
沢田よしとも後援会	吉崎 昭久	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 刈草3-2-40	熊本県熊本市南区 刈草3-9-12	平成30年5月7日
地域創世まちづくり研究会	小池 洋恵	政治団体の名称	地域創世まちづくり研究会	小池洋恵まちづくり研究会	平成30年7月18日
電機連合熊本政治活動委員会	中谷 真弥	代表者の氏名	中谷 真弥	友田 孝行	平成30年9月8日
日本共産党濱元幸一郎後援会	萩野 次男	主たる事務所の所在地	熊本県合志市 須屋1549-3	熊本県合志市 御代志1665-138	平成30年8月6日
橋永芳政後援会	中村 正二	会計責任者の氏名	橋永 征子	池田 美紀	平成30年8月17日
宮原雄一後援会	田嶋 光則	代表者の氏名	田嶋 光則	高木 久芳	平成30年8月26日
吉田きと応援の会	吉田 喜徳	代表者の氏名	吉田 喜徳	築地 洋一	平成29年12月5日
YKZC肥後党	岩永 幸二	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区 小薮2丁目1番8号 レジデンス小薮601	熊本県熊本市東区 新外1丁目3-81	平成30年7月10日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

政治団体解散届

(1)政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党熊本県熊本市第三支部	境 勝幸	平成30年9月4日

(2)その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岩本広海後援会	奥村 秀憲	平成29年3月1日
大坪ごう後援会	大坪 豪	平成29年12月31日
桑原正一後援会	桑原 信一	平成29年12月31日
島田かずみ後援会	北田 良一	平成29年10月8日
竹下幸治後援会	竹下 幸治	平成29年12月10日
辻敏輝後援会志輝の会	辻 敏輝	平成29年12月31日
西原村の新しい風の会	松本 宏一	平成29年12月31日
樋口エミ子後援会	樋口 エミ子	平成29年12月20日
平松洋一後援会	田浦 安喜	平成29年12月10日
松江雅輝後援会	春間 義人	平成30年7月25日
松本こういち後援会	松本 宏一	平成29年12月31日
横手良弘後援会	島村 謙二	平成29年12月31日
吉田きとく応援の会	吉田 喜徳	平成29年12月5日

※「解散年月日」は届出が行われた年月日ではなく、政治団体が解散した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
島津 哲也	熊本市議会議員	島津哲也後援会	熊本県熊本市中央区 上水前寺1丁目6番36号 第1別館2階	平成30年8月2日

熊本県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩下 栄一	育栄政経研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目3-25 増永ビル305号	熊本県熊本市中央区 水前寺3丁目29番3 協和コーポ103	平成30年3月24日
坂田 竜義	坂田竜義後援会	公職の種類	美里町議会議員	美里町長	平成26年5月1日
中山 弘幸	宇城市の未来を考える会	公職の種類	宇城市議会議員	宇城市長	平成30年8月16日
布田 悟	布田悟 政治経済研究会	公職の種類	菊陽町議会議員	熊本県議会議員	平成30年9月10日

※「異動年月日」は届出が行われた年月日ではなく、異動事項が発生した年月日になります。

熊本県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

資金管理団体でなくなった旨の届

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
辻 敏輝	辻敏輝後援会志輝の会	平成29年12月31日

熊本県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設の名称	所在地	指定年月日
熊本市	楡木地域コミュニティセンター	熊本市北区楡木4丁目20番42号	平成30年10月4日

熊本県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として指定していた次の施設の指定を取り消した旨の報告があったので、告示する。

平成30年11月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設の名称	所在地	取消年月日
熊本市	植木総合スポーツセンター	熊本市北区植木町山本787番地	平成30年10月4日
熊本市	桜木校区第三町内公民館	熊本市東区花立1丁目1番20号	平成30年10月4日
熊本市	一丁公民館	熊本市北区龍田5丁目4-7	平成30年10月4日